

市第26号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 35 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に  
出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条第1項  
の規定の適用については、同項中「380,000円」とあるのは、「  
420,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の額を改めるため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したので提案する。

**参 考**

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

付 則

（第1項から第34項まで省略）

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 35 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に  
出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条第1項  
の規定の適用については、同項中「380,000円」とあるのは、「42  
0,000円」とする。